

## 計画年休制度に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 田附明夫は、国立大学法人茨城大学就業規則第39条、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学教育研究振興教員等就業規則第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則第31条の2、国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則第31条の2に規定する計画年休制度（年次有給休暇の計画的付与）に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

**第1条** この協定の対象者は、阿見事業場に勤務する教員、職員、継続雇用職員、教育研究振興教員、学術振興研究員、支援職員、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）とする。

2 前項のパートタイム職員のうち、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ステューデント・アシスタント及び留学生ステューデント・アシスタントはこの協定の対象としない。

（計画年休日）

**第2条** 教職員等は、保有する平成27年度の年次有給休暇のうち3日については、次に掲げる日に計画的に取得するものとする。

平成27年8月12日（水）から14日（金）

2 前項の規定にかかわらず、教職員等のうち、休職、年次有給休暇以外の休暇、育児休業等により計画年休日において勤務を要していない者及び出張中、学外勤務となっている者は、年次有給休暇の取得を要しない。

（計画年休日の変更）

**第3条** 教職員等は、この協定の定めに関わらず、所属長の許可を受けたうえで、計画年休日の変更をすることができる。

（年次有給休暇の特別付与）

**第4条** 大学は、平成27年度分として付与された年次有給休暇の日数から5日を減じた残日数が計画年休日に取得する日数分に満たない教職員等に、その不足する日数を限度として、計画年休日に年次有給休暇を特別に付与する。

（有効期間）

**第5条** 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

平成27年3月 日

国立大学法人茨城大学長 三 村 信 男

農学部労働組合執行委員長 田 附 明 夫